

由仁町社協デイサービスセンター運営規程

(制定 平成12年 3 月22日)

施行 平成12年 4 月 1 日

一部改正 平13. 4. 1、平16. 4. 1
平17. 10. 1、平18. 4. 1
平20. 1. 1、平22. 4. 1
平24. 4. 1、平25. 4. 1
平26. 8. 18、平27. 4. 1
平28. 2. 1、平28. 4. 1
平29. 4. 1、平31. 4. 1
令3. 4. 1、令6. 4. 1

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人由仁町社会福祉協議会（以下「由仁町社協」という。）が開設する由仁町社協デイサービスセンター（以下「事業者」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所介護（介護予防通所介護相当）（以下「通所型サービス」という。）事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員その他従業者（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態等にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び通所型サービス（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）を提供し、かつ支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを努める。

2 指定地域密着型通所介護等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第3条 指定地域密着型通所介護等を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 由仁町社協デイサービスセンター
- (2) 所在地 夕張郡由仁町東栄87番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護等を兼ねるものとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員1名、兼務）

管理者は、事業者の生活相談員等の管理及び指定地域密着型通所介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤、兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。

(3) 介護職員等 2名以上（常勤、兼務）

介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。

(4) 看護職員 1名以上（常勤、兼務）

看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤、兼務）

機能訓練指導員は、要介護状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。

(6) 事務職員 1名（常勤職員1名、兼務）

事務職員は、事業所の庶務及び会計等の処理を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、日曜日及び12月31日から1月5日まで（年末・年始）を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時40分

(4) その他 利用者の需要の状況等により、営業日又は営業時間についてサービス提供が円滑に行えるような体制に変更することが出来る。

（利用者の定員）

第6条 1日に指定地域密着型通所介護等のサービスを提供する定員は18名とする。

（指定地域密着型通所介護等の内容）

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ その他必要な身体の介護

(2) 入浴の介護

ア 入浴の形態

① 一般浴槽による入浴

② 特殊浴槽による入浴

(3) 機能訓練

(4) 送迎

(5) 食事の介護

(6) 相談・助言

（介護サービス利用契約）

第8条 利用者が事業所の介護サービスの提供を受けようとするときは、別紙第1号様式の契約書を事業者と締結するものとする。

2 前項の契約締結にあたり、事業者は、利用者及びその家族に対して【重要事項説明書】により、介護サービス提供に関する内容等の概要を説明するものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成等）

第9条 指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に地域密着型通所介護計画及び通所型サービス計画を作成する。

2 地域密着型通所介護計画及通所型サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画及び通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第10条 事業者が提供する指定地域密着型通所介護等の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の額及び由仁町介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業支給費の額とする。なお、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合分の支払いを受けるものとする。ただし、次の各号に定めるものは、別に利用料金を徴収する。

(1) 食事代は、1食700円とする。

(2) 次条の通常の指定地域密着型通所介護等の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。

① 利用者の居宅から事業者までの通常利用する道路を走行し、居宅から由仁町の町界までの距離に1キロメートル当たり37円を乗じて得た額とする。ただし、往復の場合は、その額の2倍の額とする。

(3) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用は、延長1時間につき1,000円とする。

(4) オムツ代

① 実費

(5) 前各号に掲げるものの他、指定通所介護等の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用

① 実費程度の額

2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3 第1項に規定する利用料を別に定めるところにより、その一部を減額することができる。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の指定通所介護等の実施地域は、由仁町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 生活相談員等は、指定地域密着型通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 指定地域密着型通所介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協

力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(地域との連携等)

第14条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設ける。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催または法人内の委員会に出席するとともに、その結果について、生活相談員等に周知徹底を計る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 生活相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に当該事業所生活相談員等又は介護者（利用者の家族等高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定地域密着型通所介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、生活相談員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業者は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3か月以内

- ② 継続研修 関係機関・団体が実施する現任研修会に年1回参加させる。
- 2 生活相談員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 生活相談員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、生活相談員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、生活相談員等との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、由仁町社協と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 5 前項の定めにより、利用者及びその家族が知る必要のある重要な事項については、事業者は文書及び口頭により、利用者及びその家族に対して通知しなければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

1 経過措置

- (1) 第10条第3項に規定する利用料の減額は、平成13年1月1日から適用するものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月10日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の施行日において、改正前の規定によりすでに処理された事項については、なお従前の例による。

指定地域密着型通所介護・通所型サービス 利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人由仁町社会福祉協議会（以下、「事業者」という）は、介護保険法に基づく介護給付の対象となる介護サービス提供及び介護予防・日常生活総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当 以下、「通所型サービス」という）について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型通所介護・通所型サービスを提供し、利用者は、そのサービス提供に伴う料金を事業者に対して支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 ____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 この契約期間の満了3日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、この契約は同じ条件で自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及びその希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」等に沿ったサービス種類ごとの「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的なサービスを提供します。また、「個別サービス計画」を作成した場合は、その計画内容を利用者及びその家族に説明します。

2 利用者は、前項に定める「居宅サービス計画（ケアプラン）」等や「個別サービス計画」の内容の変更を希望する場合、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うように、速やかに介護支援事業者等への連絡調整等の援助を行うとともに、「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。

（指定地域密着型通所介護・通所型サービス提供場所及び内容）

第4条 指定地域密着型通所介護・通所型サービスの提供場所は、由仁町社協デイサービスセンターです。所在地及び設備の概要は別紙【重要事項説明書】のとおりです。

2 事業者は、前条に定めた個別サービス計画に沿って指定地域密着型通所介護・通所型サービスを提供します。また、事業者は指定地域密着型通所介護・通所型サービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。

3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービス提供の記録）

第5条 事業者は、サービス提供の実施ごとに、サービス内容等を記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。

2 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関するサービス

実施記録を閲覧できます。

- 4 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

(料 金)

第6条 利用者は、サービスの対価として別紙【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。

- 2 事業者は、利用月の料金の合計額を翌月15日までに利用者に請求し、利用者はその料金を同月25日までに支払うこととします。

- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(料金の変更)

第7条 利用者の利用料金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中に料金の変更が生じた場合には、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

なお、事業者は利用者に対して、1か月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく別紙【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。

- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合には、事業者に対し、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

(サービスの中止)

第8条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して別紙【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は規定に基づき請求します。

- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、指定地域密着型通所介護・通所型サービスの実施が困難と判断した場合サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては別紙【重要事項説明書】に記載したとおりです。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

- ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者又はその家族が事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様の扱いとします。

2 事業者は、利用者及び当該家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においても利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

（賠償責任）

第11条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（緊急時の対応）

第12条 事業者は、現に指定地域密着型通所介護・通所型サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（連携）

第13条 事業者は、指定地域密着型通所介護・通所型サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。なお、第9条第2項又は第4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員へ連絡します。

（相談・苦情対応）

第14条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定地域密着型通所介護・通所型サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（本契約に定めのない事項）

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名 利用者
<住 所>

<氏 名> ⑩

代理人（代理人を選任した場合）
<住 所>

<氏 名> ⑩

事業者

<事業者名> 由仁町社協デイサービスセンター
指定保険者 由仁町 指定番号0195800057（地域密着型）
0175800101（総合事業）

<住 所> 由仁町東栄87番地の1

<代表者名> 社会福祉法人由仁町社会福祉協議会 会長 大谷 健治 ⑩